

佐賀県告示第 147 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 3 月 20 日から平成 27 年 4 月 20 日まで佐賀県交通政策部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 264 号	三養基郡みやき町大字西島字三本杉 2145 番 2 地先から 三養基郡みやき町大字西島字二本杉 2353 番 1 地先まで	平成 27 . 3 . 20
	三養基郡みやき町大字西島字土居副 3304 番 2 地先から 三養基郡みやき町大字江口字杉土居外一 ノ角 5000 番地先まで	〃
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市布津原町字布津原 62 番 126 地先か ら 三養基郡基山町大字小倉字小浦 2130 番 2 地先まで	〃
県道 諸富西島線	三養基郡みやき町大字坂口字四本松 519 番 7 地先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松 3656 番 4 地先まで	〃
県道 基山平等寺 筑紫野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾 2483 番 2 地先から 三養基郡基山町大字園部字麦尾 2460 番 2 地先まで	〃
県道 西島筑邦線	三養基郡みやき町大字西島字二本杉 2353 番 9 地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字三本杉 1038 番地先まで	〃